

### 第33回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和3年10月22日（金）

2. 招集日時 午後1時30分

3. 招集場所 役場3階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長（10番） 山田 一夫

会長職務代理者（9番） 笹山結実男

1番 安田正一郎、 4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、

6番 福田 光雄、 7番 苅谷 雅行、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 5番 寺澤 正幸、

6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子、 8番 増尾 勝男、

9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：

2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司

農地利用最適化推進委員：

3番 大久保 広、 4番 太田 正

6. 事務局職員 事務局長 江刺家 雅弘、 局長補佐 竹澤 泰司、  
主任主査 鶴飼 義信、 主事 小林 誠、 主事 工藤 正弥、  
会計年度任用職員 新井田 舞

議 長（山田会長）

ただいまより、第33回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

（ 午後1時30分 開会 ）

議 長 本日の出席農業委員は、8名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、畑林委員、細谷地委員が欠席となっております。

また、農地利用最適化推進委員は、8名の出席となっております。

なお、大久保委員、太田委員より欠席の報告がございました。

議 長 それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議長 ご異議がないので、5番、下谷地敦雄委員、6番、福田光雄委員のお二方をお願いいたします。

議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の1ページになります。農地法第3条の規定による許可申請について1件提出がございます。

番号1、農地の所在地は大字〇〇第〇地割内の田んぼ2筆、畑1筆になります。田んぼが4,461㎡。畑が2,740㎡。3筆合計で7,201㎡となっております。こちらは贈与による所有権の移転となります。譲渡人が〇〇〇〇。譲受人が〇〇〇〇。親族間による所有権の移転となります。なお、譲受人は農地の所有がありません。今回が新規の農地の取得ということになってございます。現地確認につきましては、坂本委員と西舘委員をお願いしてございます。

以上、1件につきましてご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については、坂本委員と西舘委員に依頼しておりますので報告をお願いいたします。

坂本委員 報告します。番号1。まず、土地の経過ですが、この土地は譲受人の義理の父親の土地でしたが、亡くなったため譲渡人の叔母に一時預かっていたが、今度譲受人が軽米町に帰って来ることになったので、譲り受けるという経過となっております。10月19日、西舘委員と現地確認に行きましたので報告いたします。位置周囲の状況ですが、〇〇地区内、〇〇〇〇より南へ500m行き、〇〇川が大きく左に曲がり耕作地が狭まった地点にあります。東西を雪谷川と主要地方道に挟まれ、南北が水田となっております。譲受

人は農業経験はないということですが、ニンニク栽培を行っている〇〇町の実家から協力してもらえるとということで効率的な利用が見込まれます。これまでも牧草地として利用しており、周辺農地への効率的、総合的な利用に支障はないと見てまいりました。よって、許可相当と思われまます。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。  
番号1について。ご意見ございますか。

( 「異議なし」との声あり )

議長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

議長 日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の2ページ、及び3ページが位置図になってございますので併せてご覧いただきたいと思ひます。別紙資料No.3のA3版の物も併せてご覧いただきたいと思ひます。農地法第5条の規定による許可申請について1件提出がござひます。番号1、農地の所在は、大字〇〇第〇地割内の畑が1筆となります。面積は1,698㎡。農振農用地区域外になりまして、農地区分としては第3種農地として考えられると思ひます。権利の設定は売買による所有権の移転となります。譲渡人は〇〇〇〇。譲受人は〇〇〇〇。こちらは〇〇に本社がある事業者となります。再生可能エネルギーの発電事業を行う事業所となってござひます。転用の内容になりますが太陽光パネルの設置、駐車場、雪捨て場、保守点検用の通路という事での転用となってござひます。転用の理由は、太陽光発電施設を整備し、売電事業を行うということになります。事業計画によりますと太陽光パネルは、168枚設置するということになってござひます。資金計画については自己資金で1,300万円余りの事業計画となっており、こちらにつきましては、金融機関の残高証明書が添付されております。現地確認は、本田委員と内澤委員にお願いしてござひます。別紙資料をご覧いただきたいと思ひます。現地確認の際の写真も資料に参考までに付けさせていただきました。現状は、畑として利用されております。今回の太陽光発電の事業計画は、固定価格買取制度による発電事業ではなくて、非FITによる小売電気事業を行う者が電気を買取するという事業となってござひます。申請者が太陽光パネルを設置して発電を行い、資料3の図の真ん中あたりに〇〇〇〇というところがござひますが、こちらが電気を買取り、それを一般の世帯、事業所等に売電を行うという流れになります。裏面をご覧いただきたいと思ひます。太陽光パネルの配置図を付けてござひます。区画の右側に道路が通ってござひまして、周囲は一部畑もござひますが、住宅、雑種地に囲まれた地形となってござひます。

太陽光パネルの下に立面図がございいますが、手前が高さ1mで後ろ側が2mという設置の高さの計画となっております。以上が太陽光発電事業計画となります。第3種農地ということで、転用は可能な農地ということで判断してございますので、許可要件は満たしているということで、今回申請がなされたものになります。

以上、1件につきましてご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1は、本田委員と内澤委員に依頼しておりますのでご報告をお願いいたします。

本田委員 報告します。番号1、10月13日、内澤委員と事務局と3人で現地確認に行っていました。位置周囲の状況ですが、〇〇地区内、〇〇〇〇より西側約100mの所にあり、周囲の状況は、東側は宅地、西側は農地、南側と北側は宅地となっております。確認者の意見ですが、転用農地内には、自家用野菜を栽培している農地があり、集中豪雨等により太陽光発電パネルから雨水が周辺農地に被害を与える恐れがあります。よって雨水対策として排水設備の施工が必要と思われます。周辺農地の日照不足等の影響はないと思われます。よって、許可相当と考えます。その他、三方が新興住宅地であり子供も多く、学校、体育館、プールなど徒歩数分以内の所にあり、恵まれた環境の場所です。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。  
番号1について。ご意見ございますか。

木村委員 住宅地の中に太陽光パネルを設置する場合に、周辺からの同意というのは要らないのか。太陽光パネルの反射によって家の中の温度が上がるとか被害が出ているらしいが。

議長 休憩します。

休憩：午後 1時49分

---

再開：午後 1時54分

議長 再開します。

事務局 周辺への同意については、農地転用の場合は、農地がある場合に農地への影響を考えて、隣接農地の所有者からの同意は得るということは必要とされています。その他の地目については、同意を付けなければいけないというのは手続き上は求められておりませんので、今回の周辺住宅からの同意書は添付されておりません。意見として周辺住民に配慮をしてくださいと、事業者に対して申

し伝えることは出来るのかなと思います。拘束されるものではないし、後でトラブルが発生したからといって農業委員会で責任を負うことはないとは思いますが、アドバイスや意見を添えることは可能なのかなと思います。今後は、県に対して進達しますので、許可は県で出します。事業者に対して許可書を交付する時に、こんな意見がありましたのでということは伝えることは出来ると思います。

議 長 番号1について。ご意見ございますか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

( 午後2時18分 )